

## 平成20年度公共用水域及び地下水水質測定結果の概要

県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、山梨県及び甲府市が水質測定を実施した。

### I 公共用水域水質測定結果

#### 1 調査方法

##### (1) 測定地点（資料①・②参照）

公共用水域 52地点		環境基準点	補助点	合計
	河川	22	24	46
	湖沼	5	1	6
	計	27	25	52

注) 測定機関：国土交通省12（8）、山梨県33（16）、甲府市7（3）

\*（ ）内の数字は環境基準点

##### (2) 測定項目及び測定回数

- ① 人の健康の保護に関する環境基準項目：年1～12回  
（カドミウム等26項目）
- ② 生活環境の保全に関する環境基準項目：年3～24回  
（BOD等9項目）
- ③ 要 監 視 項 目：年1回  
（クロロホルム等29項目）

#### 2 測定結果

##### (1) 人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

- 砒素を除く25項目については、全ての地点で環境基準を達成した。
- 砒素については、塩川ダム貯水池（北杜市須玉町）で地質由来により環境基準を超過した。（年間平均値0.013mg/l。環境基準は0.01mg/l）

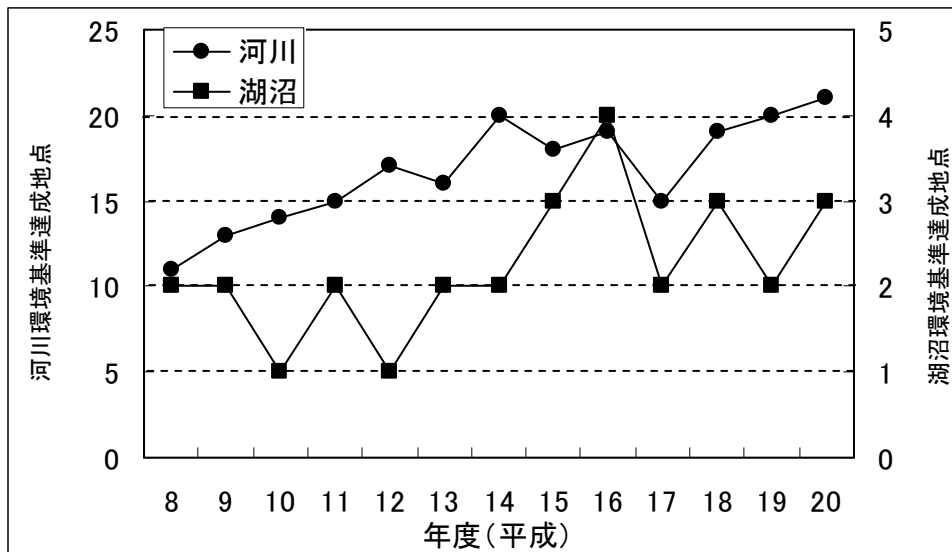
##### (2) 生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果（資料③参照）

- 河 川
  - ・ 河川の評価の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成地点は22地点中21地点であった。
  - ・ 平成19年度の結果（環境基準達成地点：20地点）と比較すると、環境基準達成地点は1地点増加した。
- 湖 沼
  - ・ 湖沼の評価の指標となるCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成地点は5地点中3地点であった。

- 平成19年度の結果（環境基準達成地点：2地点）と比較すると、環境基準達成地点は1地点増加した。

河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

	年度(平成)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
河川	環境基準点	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	達成地点	11	13	14	15	17	16	20	18	19	15	19	20	21
湖沼	環境基準点	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	達成地点	2	2	1	2	1	2	2	3	4	2	3	2	3



図：河川及び湖沼の環境基準達成状況の推移

### (3) 要監視項目の測定結果

調査した27地点のうち、10地点で4種類の物質が検出されたが、全て指針値以内であった（指針値が設定されていないニッケルを除く）。

検出地点	検出された物質			
	ニッケル (指針値:なし)	アンチモン (指針値:0.02mg/l)	全マンガン (指針値:0.2mg/l)	ウラン (指針値:0.002mg/l)
濁川橋	0.001	—	—	—
新大橋	0.003	—	—	—
平等川流末	—	0.0002	—	—
船山橋	—	—	0.03	—
富士橋	—	—	0.05	—
亀甲橋	—	—	0.06	—
三郡東橋	—	—	0.05	—
鎌田川流末	—	—	0.03	0.0002
重川橋	—	—	0.03	—
日川橋	—	—	0.02	—

## II 地下水水質測定結果

### 1 調査方法

#### (1) 概況調査（山梨県全体の地下水の水質の概況を把握する調査）（資料④・⑤参照）

- 測定地点数：環境基準項目：43地点（測定計画：44地点）  
要監視項目：30地点（測定計画：31地点）
- 測定項目：環境基準項目：カドミウム等26項目  
要監視項目：クロロホルム等27項目
- 測定回数：環境基準項目：年2回  
要監視項目：年1回

#### (2) 定期モニタリング調査（汚染井戸周辺地区調査で確認された汚染井戸の継続監視）

- 測定地点数：38地点（測定計画：39地点）
- 測定項目：汚染井戸周辺地区調査において環境基準値を超過した項目等
- 測定回数：環境基準項目：年2回

#### (3) 定期モニタリング縮小調査（定期モニタリング調査を終了するための調査）

- 環境省が平成11年4月に定めた「水質モニタリング方式効率化指針」において、定期モニタリング調査を終了する場合は、調査地点で2ないし3年間連続して環境基準以下となり、その上で汚染範囲内の全ての地点が年間平均で環境基準以下になっていることを確認した上で、終了してよいことになっている。
- 調査概要  
調査地点数：32（甲斐市長塚地区：26、韮崎市大草地区：6）  
調査項目：定期モニタリング調査において環境基準値を超過していた項目（トリクロロエチレン）  
調査回数：年2回

### 2 測定結果

#### (1) 概況調査（資料⑥参照）

- 環境基準項目は全ての地点で環境基準を達成した。
- 要監視項目では、2地点でニッケルが、1地点でアンチモンとウランが、3地点で全マンガンが検出されたが、全て指針値以内であった。（指針値が設定されていないニッケルを除く。）

#### (2) 定期モニタリング調査（資料⑦参照）

38地点のうち15地点で環境基準を達成したが、23地点で引き続き環境基準を超過した。このため、引き続きモニタリング調査を実施し、継続的な監視を行う。

環境基準超過井戸	環境基準値内検出井戸	不検出井戸
23地点 (うち飲用井戸：1地点)	11地点 (うち飲用井戸：2地点)	4地点 (飲用井戸なし)

(3) 定期モニタリング縮小調査（資料⑧参照）

近年連続して環境基準以内の定期モニタリング井戸があることから、水質モニタリング方式効率化指針（環境省）に基づき調査した結果、2地区とも、汚染範囲内の全ての地点において、環境基準以下になっていることが確認できたため、平成21年度から調査対象井戸から除外することとした。

① 甲斐市長塚地区の定期モニタリング井戸（井戸No.7）は、平成13年度以降、環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下であることを確認した。

② 韮崎市大草地区の定期モニタリング井戸（井戸No.12）は、平成14年度以降、環境基準を達成しており、汚染範囲内の井戸を調査した結果、全ての地点で環境基準以下であることを確認した。